

群馬大学医学部附属病院保険診療管理センター規程

平成 26. 12. 9 制定

改正 平成 27. 4. 1 平成 29. 6. 13

平成 30. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院保険診療管理センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 センターは、医療における適切な保険診療並びに診療報酬請求のあり方を管理し、保険診療の理解と適正化を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 適切な保険診療制度に係る教育、監査、指導等に関すること。
- (2) 保険診療に係る研修・講習会等に関すること。
- (3) 診療報酬改定等に関すること。
- (4) 診療報酬の調査・分析等に関すること。
- (5) 保険診療委員会に関すること。
- (6) 先進的医療開発等経費に関すること。
- (7) その他保険診療に関すること。

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 病院の主担当を命ぜられた教員のうちセンターの担当を命ぜられた者
- (4) 事務職員
- (5) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第3号及び第5号の職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(保険診療管理センター専門委員会)

第5条 センターに、第3条第6号に係る事項を審議するため、保険診療管理センター専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第6条 センターの事務は、医事課において処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月9日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される第4条第1項第2号、第3号及び第5号の職員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。